

# 地域における自立した 生活のための支援

## 『所得保障』

## 所得保障について(全体像)

- 障害者の所得保障については、障害者自立支援法の附則や「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」報告書においても指摘されており、障害者が安心して暮らせるよう検討が必要。

その際、上記で同じく指摘されているように、就労支援を含め、幅広い観点に基づく検討が必要。

- ◆ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則(抄)

第3条第3項 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 障害者自立支援法案に対する附帯決議(平成17年7月13日衆議院厚生労働委員会、平成17年10月13日参議院厚生労働委員会)(抜粋)

附則第3条第3項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3年以内にその結論を得ること。

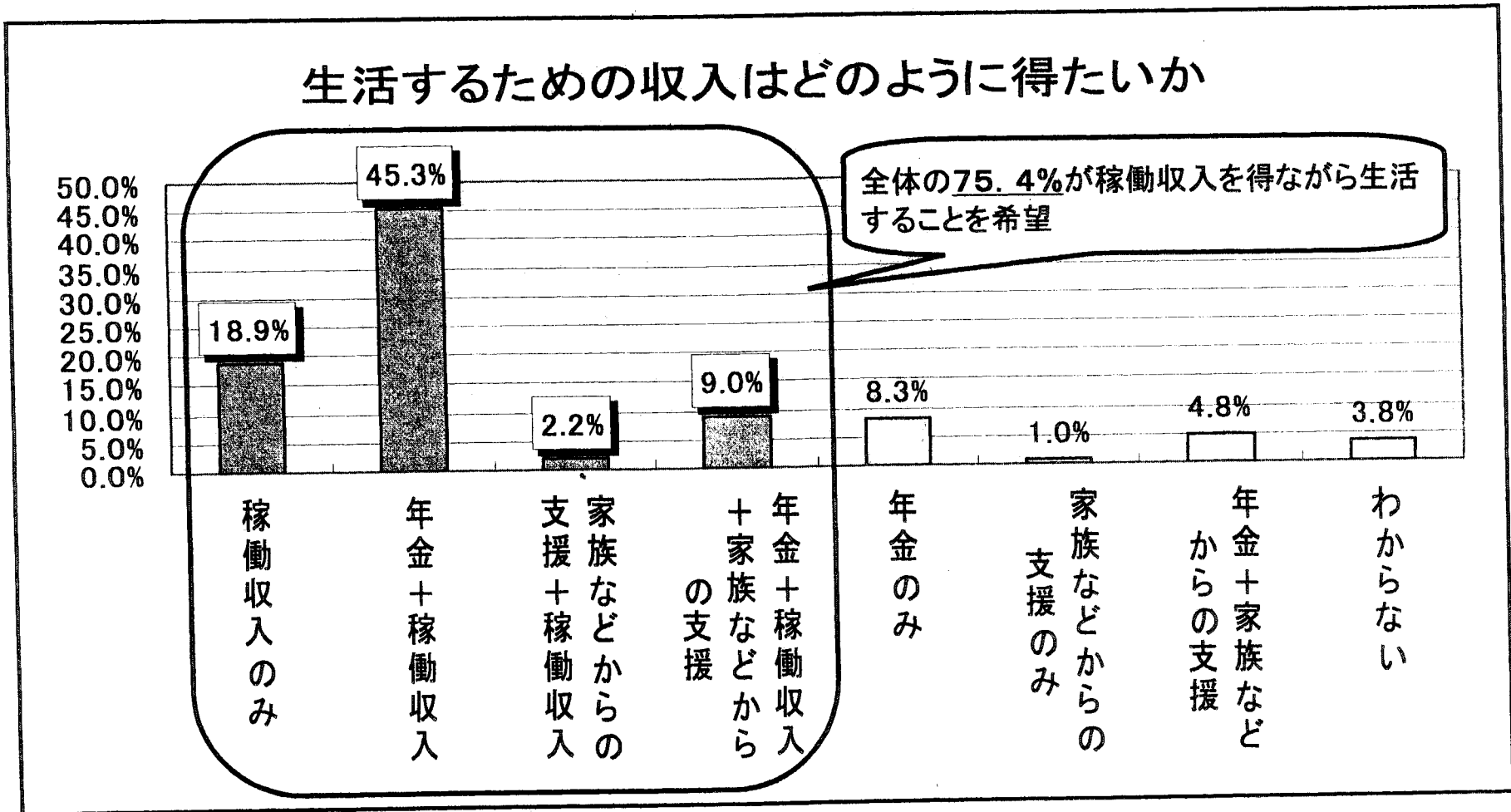
- ◆ 障害者自立支援法の抜本的見直し(平成19年12月7日与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム)

障害者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労の支援を含め幅広い観点から検討を行う。その際、社会保障制度全般の一体的見直しに関する議論との整合性や財源の確保を図った上で、障害基礎年金の引上げ(例えば2級の金額を1級並に、1級の金額は更に引上げ)や住宅手当の創設についても検討を行う。

- **実際、障害者の多くは就労による稼得を望んでおり（※）、就労支援は、所得確保の観点から積極的な検討が必要。**  
**（ただし、就労支援そのものについては、施策の重要な柱であることから、別途検討。）**

※ 障害者施策総合調査（平成17年度 内閣府）によれば、就労による稼働収入を得ながら生活することを望んでいる障害者は、全体の3/4を超える。

## (参考) 障害者の収入の確保方法に関する志向



→ 稼働収入を得ながら生活することを望んでいる障害者は、全体の75.4%

→ 障害者の多くは、障害年金等の給付のみならず、就労による稼働を望んでいる。

- **就労支援を除いた障害者の所得保障に関する施策は、現在様々なものがあるが、他方、地域生活での支援という意味で、住宅費への対応の必要性も指摘されており、以下の観点から検討してはどうか。**



### **基本的視点**

- 1. 年金、手当など現行制度の在り方**
- 2. 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応**

# 1. 現行制度の在り方

## 現状①

- 直接的な現金給付による所得保障としては、現在、障害年金、各種手当がある。
- 障害年金には、国民年金に相当する障害基礎年金と、厚生年金に相当する障害厚生年金がある。
- 障害基礎年金は、障害を有することによって稼働能力が低くなった者に対して、全国民に共通した所得保障を目的とした給付として支給。

障害基礎年金 1 級：月額 8. 3 万円、支給実績：67. 7 万人（平成 19 年度末）  
障害基礎年金 2 級：月額 6. 6 万円、支給実績：83. 5 万人（平成 19 年度末）

- 各種手当については、以下のものがある。

### ① 特別障害者手当

在宅で生活する著しく重度の障害者について、その障害のため必要となる特別の費用をカバーする。

特別障害者手当：月額 2. 6 万円、支給実績：10. 9 万人（平成 19 年度末）

## ②特別児童扶養手当

家庭(在宅)で生活する障害児について、その障害のため必要となる、養育にかかる諸々の特別の費用をカバーする。

特別児童扶養手当1級：月額5.1万円、支給実績：9.9万人（平成19年度末）

特別児童扶養手当2級：月額3.4万円、支給実績：8.0万人（平成19年度末）

## ③障害児福祉手当

慰謝激励的な性格のものとして支給。家庭(在宅)で生活する重度の障害児について、その障害のため必要となる特別の費用をカバーする。

障害児福祉手当：月額1.4万円、支給実績6.3万人（平成19年度末）

○ 年金や手当が直接的な現金支給(=収入の増加)であるのに対し、それ以外の関連施策として、以下のようなものがある。

(1)利用者負担の軽減 (注)利用者負担の在り方については別途議論

(2)税制上の優遇措置

(3)地方自治体における施策

(4)民間の割引措置

等

## (参考) 障害者の主な所得保障制度と考え方

	障害基礎年金	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
年齢	20歳以上	20歳以上	20歳未満	20歳未満
施設・在宅	施設・在宅	在宅	在宅	在宅
障害程度	—	著しく重度	—	重度
趣旨	施設・在宅にかかわらず、障害を有することによって稼得能力が低くなった者に対して、全国民に共通した所得保障を目的として支給。	とりわけ特別な費用が必要とされる著しく重度の成人障害者について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる特別の費用(※)をカバーする。	障害児について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる養育にかかる諸々の特別の費用(※)をカバーする。	重度の心身障害児に対する福祉の一環として慰謝激励的な性格として支給。 重度の障害児について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる特別の費用(※)をカバーする。
額	1級:82,508円(／月) 2級:66,008円(／月)	26,440円	1級:50,750円 2級:33,800円	14,380円
額の考え方	稼得能力の補填  障害基礎年金2級の水準は老齢基礎年金の満額分。1級はその1.25倍。	かかり増し費用の補填  障害基礎年金創出時に従来の福祉手当を再編する際、生活保護の水準等を勘案し、当時の福祉手当の2倍程度の水準を目途とすべきとされた。 その後は原則として物価スライド。	養育に係る負担の軽減(かかり増し費用の補填)  従来、障害福祉年金と同額となるように支給されていたが、障害基礎年金創設時に当該年金とは別趣旨と整理し、当時の額を踏襲。 その後は原則として物価スライド。	慰謝激励的な性格(かかり増し費用の補填)  障害基礎年金創設時に従来の福祉手当の額を踏襲。 その後は原則として物価スライド。

※特別の費用:介護するために必要となる日用品、親の介護などの機会費用、同居者の精神的負担 など。

(注)障害者の所得保障制度としては、上記の現金給付のほか、住まいや各種サービスなど現物給付による支援がある。